

国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (期末手当) 第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第5条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、<u>100分の216.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた1週間当たりの勤務時間を40(1週間当たりの勤務時間が38時間45分の者にあつては、38.75)で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">(表は省略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>本則 (期末手当) 第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第5条の規定により受けることとなる俸給月額を基礎として、<u>100分の219.2</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に専門職員に定められた1週間当たりの勤務時間を40(1週間当たりの勤務時間が38時間45分の者にあつては、38.75)で除して得た割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">(表は省略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>給与法の改正に伴う、期末手当の支給率の引き上げ</p>

附 則 (令和5年12月4日細則第10号)

この細則は、令和5年12月4日から施行し、令和5年12月1日から適用する。